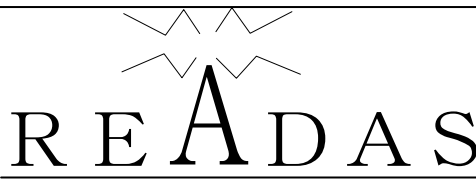


第 5001 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 6月11日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 接待飲食費の帳簿記載要件

Q：接待飲食費の50%相当額を損金にするには帳簿記載要件があるとか。どのようなになっているのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

接待飲食費の50%相当額が損金算入できるようになりましたが、損金算入するには法人税法上で整理・保存が義務付けられている帳簿書類（総勘定元帳や飲食店等から受け取った領収書、請求書等）に、飲食費であることを明らかにするために次の事項を記載しなければなりませんので注意してください。

- ① 飲食費に係る飲食等（飲食その他これに類する行為）のあった年月日
- ② 飲食費に係る飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
この場合、原則的には、「〇〇会社・□□部、△△◇◇（氏名）、卸売先」というようにして相手方の氏名や名称の全てを記載する必要がありますが、相手方の氏名について、その一部が不明の場合や多数参加したような場合には、会社・□□部、△△◇◇（氏名）部長他10名、卸売先」という記載であっても差し支えありません（氏名が相当の理由により明らかでないときには、記載を省略することができます）。
- ③ 飲食費の額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地
- ④ その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項

